

地域公共交通だより 第10号

発行月：平成31年3月

発行者：上野原市地域公共交通活性化協議会

高齢者運転免許証自主返納支援事業

上野原市では、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許の自主返納後の移動手段となる市内公共交通に乗り慣れていただくための支援事業を推進しています。

【対象者】

- ・市内に住民登録がある65歳以上の方
- ・平成31年4月1日以降に運転免許を自主返納した方

【支援内容】

- ・バス・タクシー共通利用券（以下「利用券」という。）を対象者1人につき1回限り、交付いたします。（くわしくは、市広報4月号をご覧ください。）
- ・利用券は、市と協定を締結した市内路線バス、市内民間タクシー、上野原デマンドタクシーで利用できます。

【協定事業者】

- ・上野原タクシー（株）、（有）駅前タクシー、（有）四方津交通、（有）島田交通、富士急山梨バス（株）の5社です。

【申請】


- ・申請は、申請者本人が上野原市役所市民部生活環境課窓口までお越しください。
- ・申請期限は、運転免許を自主返納した日から1年以内となります。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・次のAかBのどちらかの資料
 - A：運転経歴証明書の写し（上野原警察署で申請・交付）
 - B：運転免許の取消通知書の写し及び取消しを受けた運転免許証の写し

【利用券見本】

（表 面）

	交付番号	
バス・タクシー共通利用券		
住所		
氏名		
¥	-	
年	月	日
上野原市長		
印		

（裏 面）

有効期限	年	月	日
ご自分で記入してください。			
利用年月日	年	月	日
【問い合わせ先】			

裏面へ続く

【利用券使用上の注意】

- ・利用券は、交付を受けた本人のみ利用することができます。
- ・利用券を使用するときは、あらかじめ利用券裏面に利用する日時を記入していただき、降車の際、運転手に手渡してください。
- ・利用券の不正利用防止のため、運転手から本人確認を求められたときは、申請に使用した資料AかBを提示してください。

路線バス行先・発車場所の変更について（新井線）

平成31年3月1日から新井線の路線延伸により、一部を除き平日と土休日において、行先・発車場所を新井バス停から光電製作所前バス停とする便に変更となりました。

路線バス大塚バス停発上野原駅行きの時刻表の変更

デマンドタクシーから大塚バス停で路線バスに乗り換え、上野原駅を利用するため、デマンドタクシーの時刻表の裏面に大塚バス停の時刻表を掲載しておりますが、平成31年3月のJR東日本の時刻改正に伴い変更がありますので、お気を付けください。くわしくは、富士急山梨バス上野原営業所（電話63-1260）へお問い合わせください。

5月の大型連休中のデマンドタクシーについて

5月の大型連休中の運行についてお知らせします。

今年は、5月1日の新天皇即位に伴い本来は10連休となりますが、協定事業者と協議した結果、市民生活に影響があると判断したため、次のとおり運行します。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
土曜日	日曜日	昭和の日	国民の休日	祝日(即位の日)	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日



10日連休のうち、4月30日、5月1日、5月2日は、通常運行します。

上野原市地域公共交通活性化協議会 事務局
【上野原市役所 市民部 生活環境課 生活環境担当】
電話：0554-62-3114